

平成26年10月31日

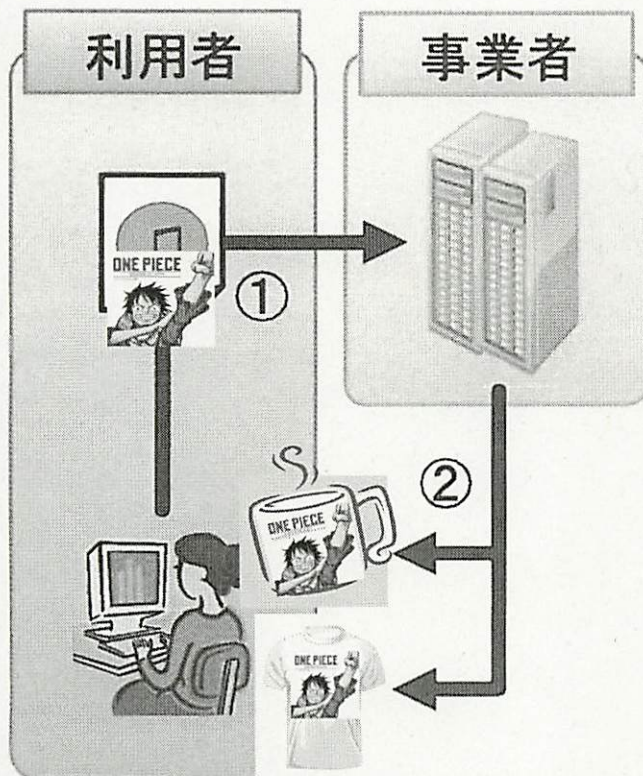
著作物等の適切な保護と利用・流通
に関する小委員会 御中

私的複製の支援サービスにおけるプリントサービスについての意見

一般社団法人日本商品化権協会

事業者が利用者の注文に応じて、注文者の指定する商品上に注文者の提供する画像をプリントするサービス（以下「本件プリントサービス」という。）については、そのサービスが現行の著作権法上違法であることは、いわゆる自炊代行事件に関する知財高裁平成26年10月22日判決からも論を俟たないことである。すなわち、事業者が注文者の指定する商品上に注文者が提供する画像（又はそのデータ）をプリントすること自体が、著作権法上の「複製」行為にあたることは明らかであって、利用者がかかる「複製」行為には全く関与していないことから、「複製」行為の主体は当然に事業者となる。また、事業者が営利を目的として不特定多数の利用者のために上記のような「複製」を行うことが、著作権法30条1項の私的使用のための複製に該当しないことも明白である。

以上のとおり、現行著作権法上、本件プリントアウトサービスは違法なものであるが、かかる結論は、著作権者の保護の必要性の観点からすれば、書籍の自炊代行の場合以上に合理的なものと考えられる。書籍の自炊代行の場合、複製により作成されるのは書籍の電子データであって、これは有体物と無体物の違いこそあれ、利用者が提供した有体物たる書籍と実質的には同一又は同種のものである。利用者の立場からすれば、自らが所有する当該書籍に記された言語の著作物を読む手段が、電子データを閲覧するという方式に変わったに過ぎない。これに対して、本件



©尾田栄一郎/集英社・フジテレビ・東映アニメーション

プリントサービスにより作成されるのは、例えば利用者が指定する ONEPIECE のルフ

ィーの画像をプリントしたマグカップであって、利用者が提供したものとは全く異なる新しい商品である。そして、自分の好みの ONEPIECE のルフィーの画像がプリントされたマグカップを新たに手にすることができた利用者は、市場で販売されている ONEPIECE のルフィーがプリントされたマグカップを購入する必要はなくなる。この点、自炊代行の場合であっても、書籍が電子ファイルに転換されることにより、電子ファイルが容易に転々譲渡されるリスクが指摘され得るが、かかるリスクに比べ、著作権者に与える経済的悪影響（例えば、マグカップ市場から権利者が得ているロイヤリティー収入は2013年で約10.8億円であるが、本件プリントアウトサービスを認めた場合、かかる収入は相当程度減少することが容易に想定できる）は本件プリントサービスの方がより直裁的で深刻である。

また、書籍の自炊の場合、比較的安価に自炊に必要な機器を一般個人であっても揃えることができ、実際に個人レベルで自炊行為を利用している例は相当程度多数存するものと想定されるが、本件プリントサービスに必要な機器は現状高額であって、個人が営利目的以外の私的複製目的で購入することは通常は想定できない（個人が必要機器を購入した場合には、購入費を賄うために、当該機器を利用して営利目的で本件プリントサービスを第三者に提供するようになるおそれは決して小さくない）。自炊代行業は、既に行われている個人の自炊行為をより容易に利用できるようにするものに過ぎないが、本件プリントサービスは、現状個人では経済的にできないような行為を可能とするものであって、このようなことからしても、本件サービスを適法と認めることにより、著作権者に与える経済的悪影響は、自炊代行サービスの場合以上であることは明らかである。

よって、当協会としては、本件プリントサービスを適法なこととすることには反対であり、本件プリントサービスについては、著作権者と事業者との間で商品化権契約を締結して実行すべきと考える。

なお、当協会は、商品化権に関する唯一の団体として、昭和52年4月に発足し、キャラクタービジネスの法的保護の明確化、権利擁護と共に不正使用の撲滅、無許諾商品の排除と顕彰事業の日本商品化権大賞においてキャラクタービジネスの振興と人材の育成に努めてきたものである。当協会に加盟する会員は、アニメ制作会社、映画制作会社、原作者、テレビ局、広告代理店、タレントプロダクション、海外キャラクターの日本代理店といったライセンサー53社とライセンシーその他一般加盟社21社からなり、会員がライセンスしているキャラクターは日本のキャラクター商品の小売市場規模の中で約52%のシェアを誇る。

以上